

# 第4編 水 資 源

# 第 1 章 水資源開発の経緯

## 1 河水統制の動き

淀川は水系として見た場合、琵琶湖を水源とする宇治川、布引山地等を水源とする木津川、丹波高地を水源とする桂川の三川が京都盆地の末端で合流し、大阪平野を通過して途中神崎川及び大川を分派して大阪湾にそそぐわが国多数の大水系である。

その総流域面積は、神崎川に流れ込む猪名川流域を含んで8,240km<sup>2</sup>に及び、そのうち琵琶湖流域が3,848km<sup>2</sup>で全体の46.7%を占め、次いで木津川流域が1,596km<sup>2</sup>で19.4%、桂川流域が1,100km<sup>2</sup>で13.3%となり、残りが宇治川、淀川下流、猪名川の流域である。

これら三川の流域は、それぞれ変化に富んだ気候特性を持っている。すなわち琵琶湖北部は日本海側の多雪地帯にまたがり、木津川上流は紀南の多雨地帯に連なり、また、桂川上流は梅雨期の雨量の多い地域である。

このように、淀川上流の三流域は、琵琶湖流域の融雪期、桂川流域の梅雨期、木津川流域の台風期にそれぞれ流出が多く、互いに補い合い、なかでも琵琶湖流域の融雪期の安定した水量によって淀川の流況の安定に寄与している。その上、淀川は上流に琵琶湖という面積674km<sup>2</sup>、貯水量約275億m<sup>3</sup>の日本最大の湖を有しており、淀川の流量調節に大きな役割を果たしているなど淀川水系の流況を強く特徴づけている。

淀川流域が古くから開けたのもこうしたことに負うところが大きく、その豊富な水は広く利用されてきた。すなわち交通・輸送機関としての舟運、かんがい用水の供給、新しいエネルギーとしての発電、国民生活の向上と産業、経済の発展のための都市用水の供給など、その利用形態は社会文化・産業などの発展とともに次第に変遷を重ねてきた。

このような背景から、淀川では利水のための工事も施行されてきたが、まず明治時代では同27(1894)年に竣工した京都第1琵琶湖疏水、同45(1912)年に竣工した京都第2琵琶湖疏水がある。

ついで明治29(1896)年4月の河川法の公布とともに着工された淀川改良工事がある。その主な工事は南郷（瀬田川）洗堰の建設、瀬田川の浚渫、宇治川筋の発電、神崎川分派口の樋門築造、毛馬洗堰とこう門の築造及び新淀川の開削であった。なかでも明治38(1905)年に完成した南郷洗堰によって、瀬田川の流量と琵琶湖の水位が調節されるようになり、沿岸の水害は激減するようになった。

一方、本市水道は明治28(1895)年11月に誕生したが、これが淀川を水源とする最初の上水道事業である。当時の水源地は桜の宮で給水人口61万人と、1日最大給水量51,240m<sup>3</sup>であった。その後、市勢の発展は著しく、給水区域の拡大、普及率の向上に伴い需要水量は増加の一途をたどった。さらに、大阪を中心に工業やその他の諸産業が大きく発展し、人口の集中も著しくなるに伴って、上水道用水や工業用水など水需要はますます増加してきた。

このような需要水量の増大に対応するため、膨大な容積を持つ琵琶湖が利水の対象として取り上

げられるようになった。すなわち琵琶湖の水位は南郷洗堰で調節されているが、それまでは洪水対策を目的として操作され、年間流出量の約50%の水が無駄に放流されていたので、洗堰の操作により利用効率を高めようとする方策が考えられ、用水需要と治水を総合的に勘案して、昭和18(1943)年から昭和27(1952)年まで淀川河水統制第1期事業が実施されたのである。

## 2 淀川河水統制の第1期事業

この事業の当初の全体計画は琵琶湖からの平均流出量毎秒160 $\text{m}^3$ に対し、常時利用水量を従前の毎秒80 $\text{m}^3$ から毎秒145 $\text{m}^3$ に高めるため、南郷洗堰の操作により鳥居川量水標で-1.8mまでを利水に使用し、発電量を増加するとともに、下流の水需要に対応しようとするものであった。そのため、主な工事として洗堰の改造、瀬田川の浚渫、大戸川の付替え、琵琶湖疏水補給水路の開削などのほか湖面水位の変動に伴う湖岸諸施設の改良及び損失補償まで多種多様にわたっていた。しかし、当時の混沌とした戦局にかんがみ特に工事期間、資材、事業費などを考慮して、とりあえず-1.0mまでを目途として「第1期事業」を実施することになった。

この事業によって淀川下流では新たに毎秒15.175 $\text{m}^3$ の新規利水が開発され、これによって本市上水道は、毎秒6 $\text{m}^3$ の水源量を取得し、本事業前に有していた毎秒10.6 $\text{m}^3$ と合わせて毎秒16.6 $\text{m}^3$ となった。

本事業にかかる地元負担金は事業費の4分の3を利水者で負担するものとされ、新規利水量に比例して費用配分することとなった。ここで初めて淀川にも利水者負担の理念を取り入れた水資源開発事業が誕生したわけで、もはや水は無償で得られるものではなくなったのである。なお、当初計画では開発量毎秒17.5 $\text{m}^3$ （上水道毎秒10 $\text{m}^3$ 、工業用水毎秒7.5 $\text{m}^3$ ）、事業費1,200万円で、そのうち地元負担額は事業費の4分の3、その負担割合は発電45.26%、水道54.74%であった。これによると開発コスト毎秒1 $\text{m}^3$ 当たり約30万円であった。

本事業の完成により淀川下流の確保必要水量は毎秒136.67 $\text{m}^3$ となり、淀川下流における水利用の原則が確立された。用途別内訳が上水道用水毎秒23.248 $\text{m}^3$ 、工業用水毎秒8.12 $\text{m}^3$ 、農業用水毎秒16.802 $\text{m}^3$ 、河川維持用水毎秒88.5 $\text{m}^3$ と定められた。

## 3 水資源開発促進法に基づく淀川水系の水資源開発事業

大阪市をはじめ京阪神の都市用水その他の水需要は大部分が淀川水系に依存し、同水系の豊富な水量により従前はほぼその要求を満たしてきた。しかし、昭和30年代以降、わが国における産業経済の発展及び国民生活の向上に伴って都市用水の需要は著しく増加していった。

このような状況は利根川水系においても同様であり、これらの地域においてはダム建設等による広域的な水資源開発が強く要請される場所となり、昭和36(1961)年、水資源開発促進法及び水資源開発公団法のいわゆる水資源二法が制定された。

水資源開発促進法の目的は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い、用水を必要とする

地域に対する水の供給を確保するため、水資源の総合的な開発及び利水の合理化の促進を図ることである。

淀川は昭和37(1962)年同法に基づき水系指定を受け、「淀川水系における水資源開発基本計画、(通称フルプラン)」が決定され、同時期に水資源開発公団が設立された。

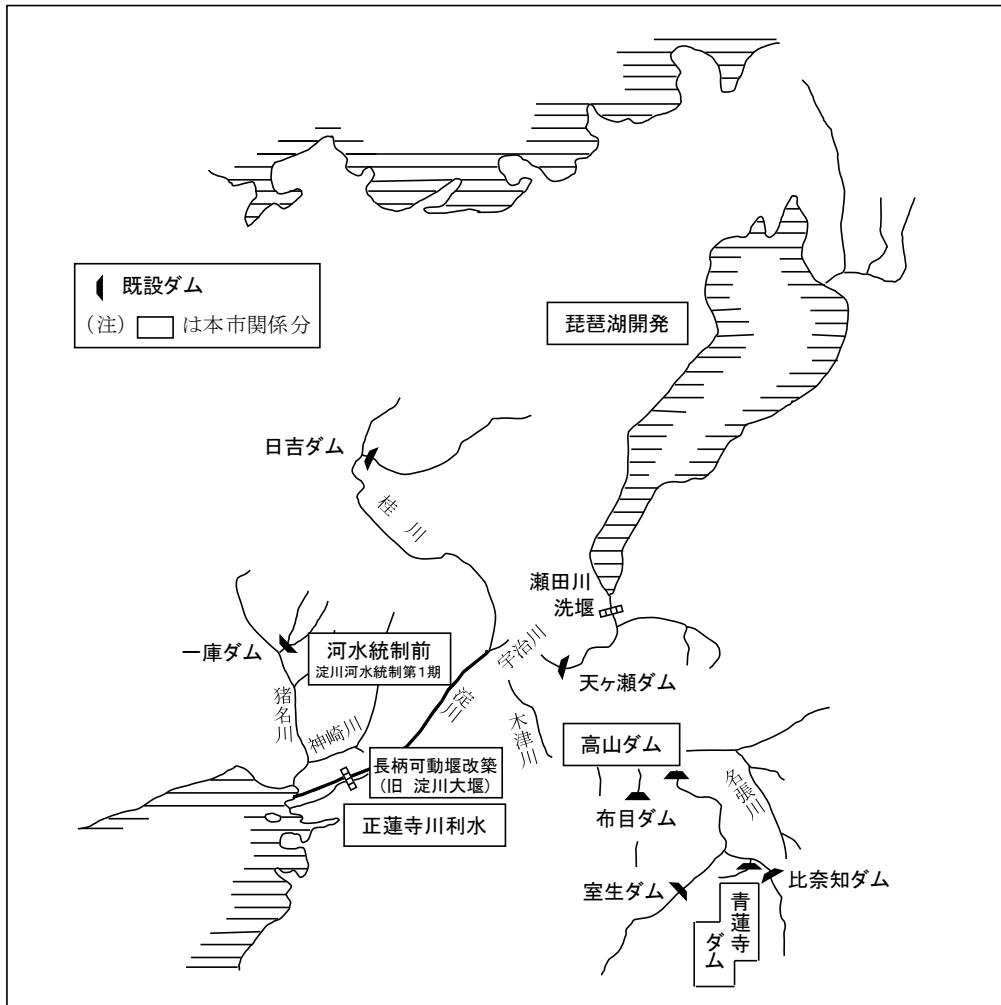
以来、昭和39(1964)年10月に長柄可動堰、昭和44(1969)年4月に高山ダム、昭和45(1970)年4月に青蓮寺ダム、昭和47(1972)年2月に正蓮寺利水と各プロジェクトが次々に完成し、毎秒27.85 $\text{m}^3$ の新規利水が開発された。

この基本計画は、昭和47年9月、淀川水系における水需給計画とともに供給施設として琵琶湖開発(平成3(1991)年度竣工)などを加えることを内容として全部変更され、その後、昭和49(1974)年4月に室生ダム、昭和57(1982)年4月に一庫ダムが完成した。また、その10年後の昭和57(1982)年8月、さらに10年後の平成4(1992)年8月にそれぞれ水需給計画の見直し、供給施設の追加、中止を内容として全部変更された。

現在の基本計画は、平成21(2009)年4月に全部変更された計画(目標年度:平成27(2015)年度)で、適切な水利用の安定性を確保するため、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずることとしている。計画の中では、都市用水の需要の見通しとして水道用水毎秒97 $\text{m}^3$ 、工業用水毎秒17 $\text{m}^3$ の計毎秒114 $\text{m}^3$ を想定しており、それに対し、水系から供給が可能と見込まれる水量は近年の20年に2番の規模の渇水時における流況を基に毎秒111 $\text{m}^3$ (計画当時の流況を基にすれば、毎秒134 $\text{m}^3$ )と試算している。また、これら供給の目標を達成するために必要な施設整備として「川上ダム建設事業」、「天ヶ瀬ダム再開発事業」を推進することとしている。

現在、基本計画の策定されている各水系において、従来の「需要主導型の水資源開発の促進」から「リスク管理型の水の安定供給」の指針のもと、全面改訂作業が実施されており、淀川水系フルプランが令和3(2021)年度末に策定される見込みである。なお、現在までに吉野川水系については平成31(2019)年4月にフルプランが全面改訂されており、利根川水系及び荒川水系については令和3(2021)年5月にフルプランの全面改訂が予定されている。

— 淀川水系 — 水資源開発施設一覧図（完成済）



琵琶湖開発事業の完成によって新規利水量毎秒40 $\text{m}^3$ のうち、本市上水道には、毎秒7.485 $\text{m}^3$ （全量の18.7125%）の配分がなされ、本市の将来における水需要に対応できる水資源を確保することができたものと考えている。また、本市工業用水道については、琵琶湖開発事業以前に取得した水源量（毎秒3.545 $\text{m}^3$ ）で将来の水需要に対応できるものと考えている。現在、本市の保有する水源量は表-1のとおりである。

表-1 本市の保有水源量

（単位： $\text{m}^3/\text{s}$ ）

	河水統制前	淀川河水統制第1期	長柄可動堰改築 (現 淀川大堰)	高山 ダム	青蓮寺 ダム	正蓮寺川 利水	琵琶湖 開発	合計
上水	10.600	6.000	1.420	2.249	1.035	2.187	7.485	30.976
工水		1.200	1.690			0.655		3.545

表－２ 水資源開発施設一覧表（完成済）

項目 水系	事業名	河川名	目的	現 計 画		
				新規利水 開発水量	総事業費	工 期 ( 年 度 )
淀 川 水 系	長柄可動堰改築 (現 淀川大堰)	淀 川	上水・工水	m <sup>3</sup> /s 上 水 4.15 工 水 5.85	億円 209 〔 8 〕 〔 長柄可動堰 〕	S 47～57 〔 S 37～38 〕 〔 長柄可動堰 〕
	天ヶ瀬ダム	宇治川	治上 水電	上 水 0.30	66.7	S 32 ～ S 40
	高山ダム	名張川	治上 水電	上 水 5.0	115.6	S 35 ～ S 44
	青蓮寺ダム	青蓮寺川	治水・上水 かんがい 発 電	上 水 2.49 かんがい 1.86	73.7	S 39 ～ S 45
	正蓮寺川利水	正蓮寺川	上水・工水 高潮対策等	上 水 4.862 工 水 3.638	51.6	S 40 ～ S 46
	室生ダム	宇陀川	治上 水水	上 水 1.6	97.3	S 40 ～ S 48
	一庫ダム	猪名川	治上 水水	上 水 2.5	632.4	S 43 ～ S 58
	琵琶湖開発	琵琶湖	治上 水・工水	上 水 30.169 工 水 9.831	3,532	S 43 ～ H 3(※)
	布目ダム	布目川	治上 水水	上 水 1.136	601.5	S 50 ～ H 3
	日吉ダム	桂 川	治上 水水	上 水 3.7	1,836	S 46 ～ H 9
比奈知ダム	名張川	治上 水電	上 水 1.5	952	S 47 ～ H 10	

※ 琵琶湖総合開発事業は平成8年度完成。

## 第2章 琵琶湖総合開発事業

### 1 琵琶湖総合開発事業の成立

琵琶湖は、古くから近畿地方の住民の生活と密接な関係があり、京阪神地域の産業・文化の発展、繁栄に大きく寄与してきた。

しかし、その反面、湖周辺地域は、湖の水位変動による洪水、渇水被害に悩まされていた。

さらに、琵琶湖及びその周辺地域における都市化や工業化の進展により、自然環境の破壊、生活環境の阻害、特に琵琶湖の水質汚濁が深刻化しつつあった。

一方、淀川下流の京阪神地域は、急激な都市用水等の増大に伴い、琵琶湖を貴重な水資源として期待していた。

このため、これら一連の諸問題を解決するとともに、豊かな人間環境を創造するため、昭和47(1972)年6月「琵琶湖総合開発特別措置法」(以下「法」という。)が制定され、同年12月「琵琶湖総合開発計画」が、内閣総理大臣に

より決定された。これらは、琵琶湖のもつ有形無形の価値と役割を再確認し、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、合理的な水資源の開発利用等総合的な保全、開発を行うものである。

この計画は、阪神地域の都市用水として毎秒40m<sup>3</sup>の新規利水及び琵琶湖・淀川水系の治水を図るため、水資源開発公団(現、独立行政法人水資源機構)が実施する「琵琶湖開発事業」と、琵琶湖及びその周辺の保全、開発を図るための「地域開発事業」とからなっており、この当初計画では、総事業費 4,266億円(内訳：琵琶湖開発事業費 720億円、地域開発事業 3,546億円)をもって、昭和47(1972)年度から10か年計画で実施される予定であった。

### 2 琵琶湖開発事業の内容

琵琶湖の利用低水位を-1.50mとし、都市用水として毎秒40m<sup>3</sup>の供給を可能にするため、琵琶湖沿岸の各種取水の安定化対策(取水施設の沖出しやポンプの改造など)や港湾施設の改築、航

表-1 琵琶湖総合開発計画事業費

(単位：百万円)

事業名		改定計画 事業費 (S47~H8年度)	実績事業費
琵琶湖開発事業 (琵琶湖治水・水資源開発)		351,300	353,200
地域 開 発 事 業	河川	149,757	171,311
	ダム	106,674	61,708
	砂防	57,626	58,266
	下水道	459,382	507,195
	下水道	12,684	11,448
	下水道	78,919	76,850
	工業用水	16,214	15,397
	土地改良	227,889	218,649
	造林・林道	52,986	52,542
	山	40,590	40,590
	都市公園	12,040	12,041
	自然公園施設	2,129	2,129
	自然保護地域公有化	2,720	1,211
	道路	186,550	215,707
	港湾	10,851	7,345
	水産	8,455	8,379
	漁港	1,732	1,732
農業集落排水処理施設	60,936	66,591	
畜産環境整備施設	2,773	2,590	
ごみ処理施設	19,777	20,982	
水質観測施設	1,578	1,580	
計	1,512,262	1,554,243	
合計		1,863,562	1,907,443

路・泊地の浚渫及び水産施設の補償（アユの産卵のための人口河川の建設など）などの水位変動対策が行われた。

また、水位低下時の瀬田川からの放流量を適切にコントロールするため瀬田川洗堰の改築や浮御堂などの文化財の歴史的景観や環境を維持するための対策、南湖浚渫及び水質監視のための総合自動観測所の設置なども実施された。これらの対策の他に治水対策としては、湖岸堤・管理用道路の建設、琵琶湖流入河川の改修及び内水排除施設の設置などが併せて行われた。

### 3 琵琶湖総合開発事業の延長と琵琶湖開発事業の完成

しかし、当初計画の最終年度である昭和56(1981)年度末においても残事業費が相当量にのぼったため、昭和57(1982)年3月、法期限の延長がなされ、これを受けて、同年8月、計画改定が決定された。

この昭和57年時の改定により、計画期間は10年間延長され、昭和47(1972)年度から平成3(1991)年度までの20か年となり、総事業費も1兆5,249億円（内訳：琵琶湖開発事業費2,600億円、地域開発事業1兆2,649億円）に増額された。また、琵琶湖の富栄養化傾向から水質悪化が懸念されたため、新たに農業集落排水処理施設など水質保全4事業が地域開発事業として追加された。

### 4 琵琶湖総合開発事業（地域開発事業）の再延長と完成

一方、地域開発事業は、進捗の遅れから平成3(1991)年度末の完成が困難であったため、平成4(1992)年3月にさらに法期限の延長がなされ、同年8月、さらなる計画改定が決定された。

この平成4(1992)年時の再改定により、計画期間は、さらに5年間延長されて昭和47(1972)年度から平成8(1996)年度までの25か年となり、総事業費も1兆8,636億円（内訳：琵琶湖開発事業費3,513億円、地域開発事業費1兆5,123億円）に増額された（表－1参照）。

この改定における各事業の事業内容については、「原則として旧計画で既に定められていた事業を実施する」という基本的な考え方にに基づきつつ、一部事業については、現時点での需要動向等をふまえ、所要の調整が行われた。

事業費については、平成9(1997)年度に最終清算が行われ、琵琶湖開発事業費は3,532億円、地域開発費は、1兆5,542億円となり、琵琶湖総合開発事業費は、総額1兆9,074億円となった。

### 5 下流利水団体の琵琶湖総合開発事業への費用負担

これらに要する費用のうち、下流利水団体が負担するのは、琵琶湖開発事業費3,532億円のうち、水資源開発にかかる費用2,819億円と、地域開発事業の一部に充てられる下流負担金602億円である。

この下流利水団体が負担する費用は、新規利水量毎秒40m<sup>3</sup>に対する各利水団体の配分水量比に



よって負担するものとなっている。よって、本市水道事業負担額は、水資源開発費で527億円（国庫補助金等を含む。）、下流負担金で113億円となる。

そして、これらのうち、水資源開発費については、総額980億円を水資源機構（旧、水資源開発公団）などに対して平成4（1992）年度から平成26（2014）年度までに支払い済みである。また、下流負担金については、113億円を滋賀県に対して昭和48（1973）年度から平成6（1994）年度までに支払済みである。

## 第 3 章 淀川の水質保全

### 1 琵琶湖・淀川水系における水道水源水質問題の経過

我が国最大の湖である琵琶湖を主たる水源とする淀川は、宇治川、木津川、桂川というそれぞれ特性をもつ三川が合流した、我が国では比較的流況の安定した河川であり、近畿圏1,700万人の水道水源として、人々の生活や都市活動を支えている。

阪神間各都市は、この恵まれた淀川に依存して発展してきたものの、その流域のめざましい開発に伴い、昭和初期頃から工場排水及び家庭排水等による水質汚濁の進行が一層明らかとなってきた。

特に戦後、経済復興が進むにつれて、水質汚濁は、琵琶湖・淀川水系に限らず全国的な問題になり、政府においても昭和33(1958)年9月9日閣議決定により、水質汚濁防止に関する政府の基本方針を確定し、同年12月には「公共用水域の水質保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」のいわゆる水質保全二法が制定され、昭和38(1963)年1月には淀川も水質保全二法の水域指定を受けることとなった。

このような法整備による全国的な水質保全対策とは別に、水道事業者の側からも、淀川の水質汚濁の状況を反映して、過去から水源水質保全に関連するいろいろな活動を続けてきている。

昭和33(1958)年7月には、全国に先がけて、国、上・下流府県及び下流利水団体等で「淀川水質汚濁防止連絡協議会」を結成し、水質保全委員会等の専門委員会を設け、淀川水系の水質保全対策について検討するとともに、相互に連絡調整を図ることによって、淀川水系における水質汚濁状況の把握を行っている。また、水源水質事故情報に関する緊急連絡については、この協議会で作られた緊急連絡網をベースとして、対応が行われている。

さらに、昭和40(1965)年8月には、淀川から取水する7水道事業者（現在では9水道事業者）を構成団体とする「淀川水質協議会」が発足した。当協議会では、種々の問題に対して機動的に対応するため作業部会を設置し、水源水質の監視・調査研究及び水質に関する情報交換等を行うとともに、水道水源を守る立場から、上流関係機関及び国に対して水源水質保全にかかる要望を行うなど積極的に働きかけている。

このような情勢を背景として、昭和42(1967)年に制定された公害対策基本法に基づいて、昭和45(1970)年4月には「水質汚濁に係る環境基準」が設定され、各水域の行政目標値である水質基準が設けられた。

これを契機に、同年末の国会では、従前の水質保全2法を統合した画期的な「水質汚濁防止法」が制定され、昭和46(1971)年6月から施行された。その内容は、公共用水域について全国一律の排水基準が設けられたことにより、排水基準違反には直ちに罰則適用が認められ、対象業種、規制項目の拡大等が図られるなど、厳しい規制となった。さらに、淀川水系にあっては、昭和48(1973)年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、その後、昭和53(1978)年にこの法律が恒久化される（瀬戸内海環境保全特別措置法）とともに、水質総量規制が導入された。

しかし、こうした動きの一方で、昭和40年代後半から新たに、琵琶湖の富栄養化に伴う藍藻類等の増

殖に起因してかび臭発生の問題が起こってきた。こうした中で、国においては、昭和57(1982)年2月に湖沼の富栄養化の原因物質である窒素、リンの環境基準が追加され、窒素、リンの排水基準が定められた。さらに、昭和59(1984)年7月には「湖沼水質保全特別措置法」が成立し、昭和60(1985)年12月には琵琶湖が指定湖沼に閣議決定された。これに伴い、滋賀県及び京都府は昭和61(1986)年度から平成2(1990)年度までを計画期間とする「湖沼水質保全計画」を策定した。この計画は以後5年ごとに見直され、水質保全事業が進められている。

水質分析技術の進歩とともに、河川水中に様々な微量化学物質が存在することも明らかになってきたことから、環境庁（現環境省）では平成2(1990)年にゴルフ場使用農薬（21種類）に関して暫定指針値が設定され（平成27(2015)年12月現在で42種類）、平成5(1993)年3月には水質環境基準の改正、平成6(1994)年2月には水質汚濁防止法の排水基準の見直しが行われた。さらに、水道水の水質基準を守り、安定して水道水を供給するためには、より水源の水質保全の必要性が重視されたことから、平成6(1994)年3月に、厚生省（現厚生労働省）において「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（特別措置法）」が成立し、平成6(1994)年5月より施行された。また、平成11(1999)年2月には、水質環境基準の要監視項目の一部基準化が行われ、平成11(1999)年12月には、同年7月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」の第7、8条の規定に基づき、ダイオキシン類の水質環境基準、排水基準が設定されるなど、現在まで、水質環境基準、排水基準については、項目及び基準値の見直しを適宜行ってきた。近年では、平成24(2012)年5月に発生した利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出された事故を受け、平成24(2012)年10月にヘキサメチレンテトラミンが水質汚濁防止法の指定物質に追加された。

一方、浄水場での塩素処理によって生成されるトリハロメタン等の消毒副生成物があることから、厚生省（現厚生労働省）では平成4(1992)年12月にトリハロメタン、農薬等の各種微量有機物質についても含める形で、水道水質基準の大幅な改正が行われた。平成11(1999)年12月には、水道水質基準の監視項目に新たにダイオキシン類が設定された。その後、平成15(2003)年5月には、従前の「水質基準項目」、「快適水質項目」、「監視項目」及び「ゴルフ場使用農薬に係る暫定水質目標」という水道水質管理の体系は廃され、「水質基準項目」及び「水質管理目標設定項目」という新しい体系に基づき水道水質管理を行うこととし、水質基準として50項目が設定される等の大幅な改正が行われ、平成16(2004)年4月より施行された。現在まで、水質基準項目及び基準値は逐次改正され、水質基準項目は51項目となっている。

## 2 （公財）琵琶湖・淀川水質保全機構

水質保全に対するこのような取組が進められてきた一方で、琵琶湖・淀川流域の水質保全のためには、流域の水利用に係る自治体が共同しての、総合的な取り組みが必要であるとの認識から、昭和58(1983)年5月には、近畿地方建設局（現近畿地方整備局）及び近畿2府4県3政令市の10団体により「淀川水系水質保全に関する調査研究委員会」が発足した。

この委員会では、下水道整備をはじめとする種々の水質保全施設の効果の定量的な予測や水管理に関

する総合的施策と必要な制度等についての調査研究を行い、昭和62(1987)年8月に種々の水質保全施策の効果の定量的な予測等及び水質保全のための共同取組のあり方について成果を取りまとめた。

この調査研究委員会の終了に際しての申し合わせを受け、昭和63(1988)年9月、同じ近畿地方建設局(現近畿地方整備局)及び近畿2府4県3政令市で、新たに「淀川水系水質保全共同取組み検討会」が設置され、この検討会で共同取組み組織の具体化に向けた協議、検討を進めた結果、平成4(1992)年3月、同じ構成員によって、「琵琶湖・淀川水質保全機構(仮称)設立検討委員会」が発足した。

この設立検討会では、各団体の水質保全に関する取組状況、水質監視状況等のデータを収集するとともに、組織のあり方・事業内容・基本財産・負担のあり方等人的、財政的基盤をもつ具体的な共同取組組織としての機構の設立に向けて、必要事項の検討を行った。

これを受けて、平成5(1993)年当初から、この検討会において、機構設立の事務手続きが進められたが、平成5(1993)年8月10日の設立発起人会の開催を経て、翌月28日、建設大臣からの設立許可を受け、出捐者である近畿2府4県3政令市を構成団体とする「(財)琵琶湖・淀川水質保全機構」が正式に発足した。

この機構は、淀川水系における河川・湖沼水の水質浄化技術及びこれに関連する技術に関する研究開発、水質浄化事業の支援等を行うことにより、淀川水系の水質保全に寄与し、もってうるおいのある地域社会の形成と関係住民の生活環境の向上に資することを目的としている。

機構では、公共用水域の水質浄化に関わる先進事例の調査、琵琶湖・淀川水系における水質情報のデータバンク化とインターネットでの情報提供、琵琶湖・淀川水系における水環境改善対策総合調査、各国の水質保全団体等との協定締結による浄化技術の交流を実施するほか、受託事業として、平成9(1997)年度完成の「琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター(B i y oセンター)」において水質浄化技術に関する各種調査実験を行うなど、様々な事業を実施している(B i y oセンターは平成23(2011)年に閉鎖)。

なお、この機構の基本財産(総額30億円)として、自治体分20億円(本市分は4億6,360万円)については平成5～6年度で、また、民間分10億円については平成6～8年度で造成を完了した。

<参 考>

各種協議会等の構成団体(令和3年3月31日現在)

名 称	構 成 団 体
淀川水質汚濁防止 連絡協議会 (24団体)	近畿地方整備局、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、三重県、奈良県、大阪府、高槻市、枚方市、守口市、寝屋川市、吹田市、京都市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、大津市、奈良市、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社、(財)河川情報センター
淀川水質協議会 (9団体)	大阪広域水道企業団、大阪市、守口市、枚方市、吹田市、尼崎市、伊丹市、西宮市、阪神水道企業団
(公財)琵琶湖・淀川水質保全機構	近畿地方整備局、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、三重県、奈良県、大阪府、京都市、神戸市、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社及び民間団体